さいたま市重度要介護高齢者紙おむつ等支給事業　概要

１　業務の概要

常時おむつを使用している在宅の高齢者に対し、毎月１回紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、使い捨て手袋等（以下「紙おむつ等」という。）を紙おむつ等支給利用券と引換えに支給する。

２　対象者

市内に居住する６５歳以上の高齢者のうち、失禁のため常時おむつを使用する方で、次の要件のいずれにも該当する方

⑴　さいたま市の介護保険の被保険者であること。

⑵　介護保険制度における要介護・要支援認定で要介護度が３で紙おむつ等　の必要性が認められた方及び４，５のいずれかであること。

⑶　介護保険の保険料率が第１段階から第５段階であること。

⑷　介護保険料を滞納していないこと。

⑸　生活保護を受給していないこと。  
  
※ 病院、診療所への入院が3ヵ月を超える場合又は介護保険施設等に入所した場合は支給対象外

３　支給方法

利用者は、登録事業者が用意するカタログの中から紙おむつ等を選び、登録事業者に注文する。

登録事業者は、利用者宅への宅配又は店頭で紙おむつ等支給利用券と引換えに紙おむつ等を支給する。

４　費用

紙おむつ等支給利用券は月１枚利用することができ、月額６，０００円　　（消費税及び地方消費税を含む。）を利用限度額とする。利用限度額を超えた分の費用は利用者負担とし、登録事業者が直接徴収できるものとする。